

同 意 書

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

なお、貴市 区長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

（宛先）名古屋市 区長

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

区役所処理欄

表面申請について次のように決定してよろしいか

決定 区 分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階				
	☐ 老福受給＋世帯非課税 ＋預貯金額等1,000万円 （夫婦2,000万円）以下	☐ 世帯非課税 ＋合計所得等82.65万円以下 ⇒ ☐ 預貯金額等650万円 （夫婦1,650万円）以下 ☐ 第2号被保険者の場合 預貯金額1,000万円 （夫婦2,000万円）以下	☐ 世帯非課税 ＋合計所得等82.65万円超 120万円以下 ⇒ ☐ 預貯金額等550万円 （夫婦1,550万円）以下 ☐ 第2号被保険者の場合 預貯金額1,000万円 （夫婦2,000万円）以下	☐ 世帯非課税 ＋合計所得等120万円超 ⇒ ☐ 預貯金額等500万円 （夫婦1,500万円）以下 ☐ 第2号被保険者の場合 預貯金額1,000万円 （夫婦2,000万円）以下 ☐ 境界層 ☐ 課税層特例減額措置 食費・居住費・両方	☐ 世帯課税（同一世帯内） ☐ 世帯分離配偶者課税 ☐ 預貯金等限度額超過 ⇒ ☐ 单身超過 ☐ 夫婦超過				
	☐ 被保護者								
	☐ 境界層	☐ 境界層	☐ 境界層						
	決定年月日	令和 年 月 日	決 裁		課長	課長補佐	担当	入力	受付
	適用年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日 起案						
	生保・境界層該当の適用開始	令和 年 月 日	令和 年 月 日 決裁						